

議案第21号

定住自立圏形成協定の変更について

次のとおり倉吉市との間において定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年三朝町条例第18号）及び定住自立圏の形成に関する協定（平成22年3月31日締結）第6条後段の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月5日

三朝町長 松 浦 弘 幸

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と三朝町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後						改正前					
別表（第４条関係）						別表（第４条関係）					
政策分野		取組の内容		役割分担		政策分野		取組の内容		役割分担	
				甲の役割	乙の役割					甲の役割	乙の役割
生活機能の強化	略					生活機能の強化	略				
	教育	鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の実	圏域における教育相談体制の維持し、及び充実するため、不登校及び不登校傾向の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。	（１）不登校及び不登校傾向の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センター（以下「子ども支援センター」という。）を維持する。 （２）子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱えている未成年者に対する支援を行う。	甲の運営する子ども支援センターを支援、活用する。	生活機能の強化	教育	鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の実	圏域における教育相談体制の維持し、及び充実するため、不登校の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。	（１）不登校の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センター（以下「子ども支援センター」という。）を維持する。 （２）子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援を行う。	甲の運営する子ども支援センターを活用する。
略						略					
産業振興	企業誘致の推進	企業誘致への企業誘致を推進するため、企業誘致	圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報（以	（１）圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報（以	（１）甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。	産業振興	企業誘致の推進	企業誘致への企業誘致を推進するため、企業誘致	圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報（以	（１）圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報（以	（１）甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。

[illegible]

[illegible]

								の地産地消 の関係者と 連携して、 甲の特産品 等を活用し た地産地消 に関するイ ベントの開 催、特産品 づくり等の 支援、地産 地消の取組 に関する情 報の発信等 を行う。	の地産地消 の関係者と 連携して、 乙の特産品 等を活用し た地産地消 に関するイ ベントの開 催、特産品 づくり等の 支援、地産 地消の取組 に関する情 報の発信等 を行う。
								略	略
								略	略

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年３月　　日

甲　鳥取県倉吉市葵町722番地
 倉吉市
 倉吉市長　石田　耕太郎

乙　鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地２
 三朝町
 三朝町長　松浦　弘幸